

自治会活性化と加入促進に向けた提言

平成29年3月

地域の絆・自治会あり方研究会

はじめに

かつて地域の中心的な担い手であった自治会の加入率は低下し、生活様式の多様化と相まって、地域に対する無関心、地域の担い手の不足などからくる地域力の低下が生じています。

このような現状を受け、地域の絆・自治会あり方研究会は、自治会連合会の委嘱を受けて、今後の自治会のあり方について調査研究するため、自治会活動の向上及び活性化について関心を持つ自治会員が集まり、平成27年3月に立ち上げたものです。

調査研究事項としては、自治会活動を行う上での課題について、自治会員の加入促進のために何ができるかについてなどであり、自治会をより良い方向に導くための方策を話し合いました。

本提言書は、約2年に渡り、延べ22回の会議において調査研究した結果をまとめたものであり、今後の自治会活動や自治会への行政支援の一助となることを望みます。

地域の絆・自治会あり方研究会

会長 高橋 薫

《 目 次 》

- 1 自治会の問題点について考えてみました・・・-1-
- 2 そもそも自治会は必要なのだろうか？・・・-1-
- 3 自治会活性化のために必要なこと・・・-2-
- 4 人材発掘と加入率向上に向けた取組・・・-3-
- 5 行政へ望むこと・・・-7-
- 6 その他・・・-9-
- 資 料 編・・・-10-

1、自治会の問題点について考えてみました

市内の自治会は、どの自治会も共通して2つの問題を抱えています。

一つめは 会員の減少

自治会員の高齢化や、自治会の運営方法や会費の使い道に疑問をもったり、役員になりたくないなどの理由で退会される会員が多い一方で、新しく引っ越してきた方は、自治会に加入しなくても日常生活にあまり支障が無いので、必要性を感じられず加入しないようです。

二つめは 役員の負担増加

市からの依頼事項など、役員の負担は年々増え続けており、担い手が不足しています。会員にとって役員が何をしているのか不透明な部分もあり、それが理由で役員になることを恐れているのかもしれません。

2、そもそも自治会は必要なのだろうか？

自治会は、その地域に住むみんなでより良い地域づくりを目指し、地域の活性化を担っていくためのコミュニティの核として、今後も必要だと考えます。あり方研究会では、自治会には大きく分けて3つの役割があるとしました。

地域の安全安心の確保	地域の見守りや親睦活動などを通して、地縁により助け合える関係を築きます。
地域課題の解決	行政だけでは対応できないような様々な問題をその地域に住むみんなで考え、解決を目指します。
行政との協働	自治会ができることと行政ができることは異なります。双方が協力し合うことで、住みやすい地域になっていきます。

3、自治会活性化のために必要なこと

地域のために必要な自治会を存続するためには、自治会員が、自治会の役割と必要性を再認識し、活性化を図らなければなりません。そこで、自治会の活性化のために必要なことを考えました。

自治会活性化のために (1)

人材の発掘

自治会を活性化するためには、役員としてイベント等に関わる人材や、情報共有のために会報やホームページ等の広報を担当する人材などの確保が必要です。豊富な人材が集まれば、自治会活動が活発化し、自治会情報が広報されることで、地域住民が自治会を知り、集まる機会が増えていきます。現状では、活動人数が少なく、一部の役員ばかりに負担がかかっています。定年世代、普段は地域にいる子育て世代、休日や平日夜間に地域活動が可能な勤め人など、可能な時間に地域活動ができるよう、役割を割り振り、事務をみんなで分担することが必要です。特に女性が活躍できる運営をこころがけることが必要です。

人材の発掘については、行政の協力も不可欠です。

自治会活性化のために (2)

加入率の向上

平成28年4月1日現在、本市の自治会加入率は30.6%であり、加入率が高い緑が丘地区を除くと21.8%と大変深刻な状況です。加入率向上のためには、現会員の退会を防ぐ、新たな入会者を増やす、という2つの要素があり、そのためには地域住民のニーズを的確に把握し、活動していくことが必要になります。

4、 人材発掘と加入率向上に向けた取組

以上のことから、地域の絆・自治会あり方研究会では、人材発掘と加入率向上に向けた取組として、他市の事例などを調べながら研究を進め、以下のような事例を提案することとしました。

● 自治会規約の整備・見直しをする

自治会規約を整備・見直しすることにより、自治会の目的や役割及び区域を明確にするとともに、民主的でオープンな自治会にします。

《規約条文例 ～見直しのポイント～》

- ☑ 古くからある自治会などは、規約が当時のままの状態になっており現在にそぐわないものも多い！時代に合わせた規約に見直します。
- ☑ 神社仏閣の氏子関係などで活動している自治会の慣習について、規約で神社と自治会の立場を明確に区分し、透明化します。
- ☑ 自治会の目的と役割及び区域を明記し見直しましょう。自治会員としての意識を持ってもらうために、必要な項目です。
- ☑ 役員選出方法について、透明で民主的な方法にしていますか？自治会によっては、地縁により一部の人達だけで引き継いでいる地域も多く、それが人材確保の弊害となっている可能性もあります。

～こんなのも必要かも～

- ☑ 自治会運営については、自治会員が気軽に自由な意見を出せる方法やルールを作り、規約に明記する。等

自治会の総会に出たらいつの間にか役員が決まっていた！ということが・・・
～なんだかモヤモヤ～

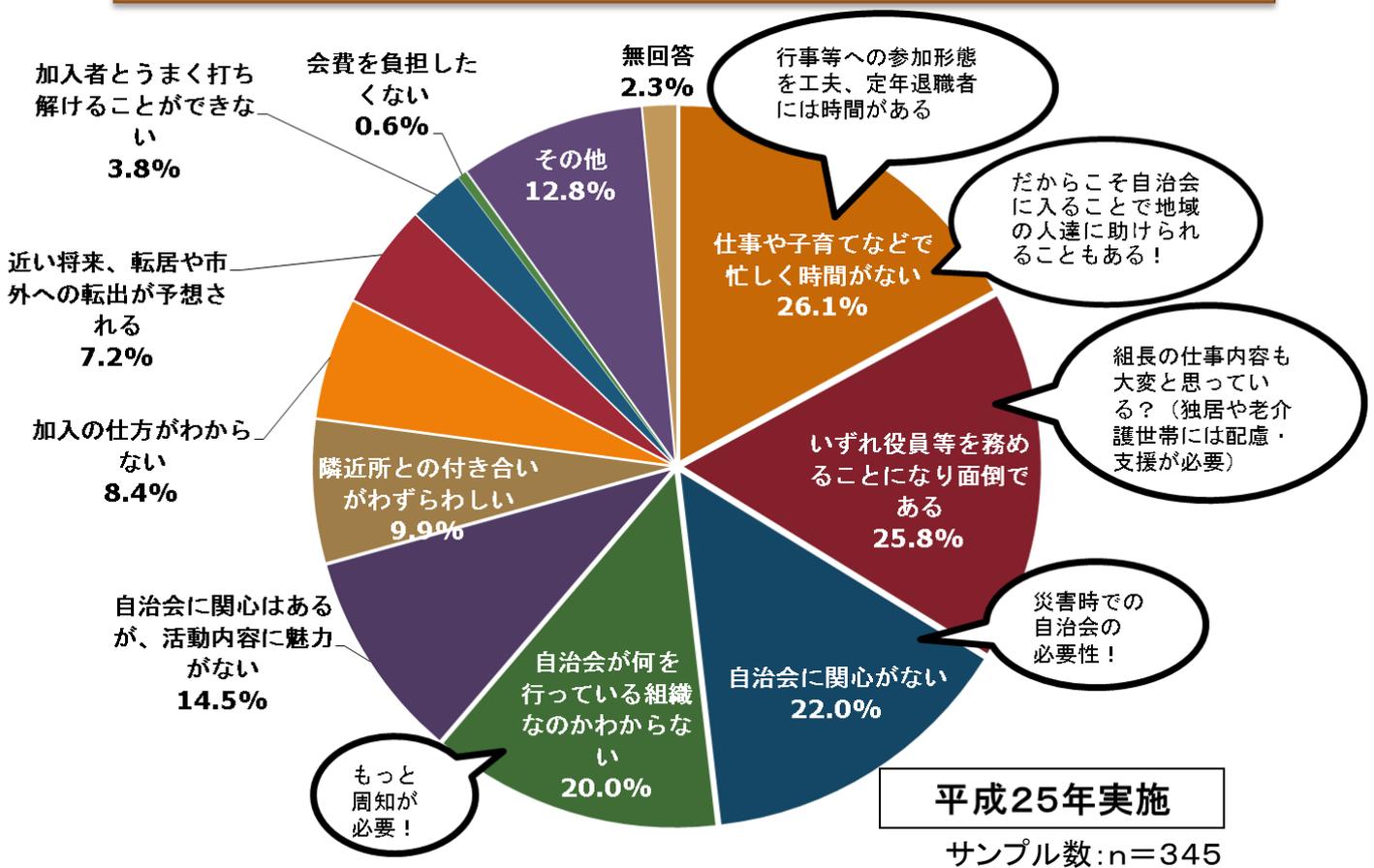
～自治会規約例～
※資料編（p10～）をご覧ください。

～規約をつくる！～
そもそも自分の自治会は古く先輩方からの口伝で、規約があるのかも定かでない・・・そんな自治会は、規約を作成してみましょ。市役所には、規約の様式も用意してあります。

● 自治会の情報を発信する

市民意識調査によると、自治会に加入しない理由として、「何を行っている組織か分からない」という意見が多く、非会員へのアンケートでも自治会の活動内容があまり認識されていないという結果が出ています。自治会の組織やその活動を知らせ、自治会活動の情報を発信していく必要があります。まずは自治会を知ってもらいましょう。

(参考) 市民意識調査「自治会に加入しない理由は？」



- ☑ 市役所において、本市への転入者に居住地となる自治会の規約や入会案内等を渡します。
- ☑ 自治会の広報誌を作成し、会員はもとより、非会員の住民にも配布します。
- ☑ ごみ集積所等に掲示板を設け、市の重要なお知らせや自治会のイベント等を掲示します。
- ☑ ブログやツイッター等で自治会が行うイベントを告知し、若い世代にも活動をアピールします。

広報活動、どれだけやってる？

●つながりをつくる親睦会をする

自治会加入率が低下を続けるなか、隣近所や地域の人と交流する機会が減っているのが現状です。人間関係の希薄化が地域力の低下にもつながっています。

そこで、自治会員・非会員問わず自由に交流できる機会を提供します。地域の方と、飲食しながら地域のことを気兼ねなく話し合う機会をつくり、自治会活動に興味を持ってもらうことで、地域デビューへとつなげることができます。

地域を語ろうの会

～長崎市鶴の尾町自治会での活動例～

お酒とつまみをそれぞれ持ち寄り、

お金をかけずに飲み会を開催

(鶴の尾町自治会・山口会長の話)

退職した後はどうしようかな、と思って地域に目を向けると、お互いに名前を知らないし、顔も知らない。もう少し地域を知る必要があるんじゃないかと、酒とつまみを持って、親睦会を開きました。最初は23名ほどの参加でしたが、それから回を重ねて10回になりました。まずは自己紹介ということで、どういうことに興味を持っているかアンケートを取ると、皆さん老後の生き方、趣味の話、職業の話・・・そして、肝心の地域活動。少なくとも関心があるようで、そこから自治会について話を発展させていきました。

【期待される効果】

- 各自で飲み物等を持参してもらうことで、気兼ねなくリラックスできる。
- 地域の人材発掘が期待できる。(地域デビュー！)
- 世代間の交流のキッカケとなり、役員候補の発掘が期待できる。
- 自治会の良さを伝えることができる。
- 自治会以外の団体との交流のキッカケになり得る。
- 地域住民のニーズが知れる。

☆自治会からの金銭的な援助は無い方が良いと思われる。

☆小規模である組単位での会合も良いだろう。

● 地域防災力の強化を図る

災害時には、自助・共助が必要不可欠であり、地域のつながりが必要になってきます。自治会には、有事の際のまとめ役として機能することが求められます。

そこで、災害に備えた防災訓練の実施や自助・共助のアイデアを具体化することにより、顔の見える範囲、組単位で行動して決め事を作るなど、自治会が中心となって地域防災力を強化するべきです。

「向こう三軒両隣」から自治会へ

防 災 隣 組

防災隣組・・・向こう三軒両隣をはじめとする地域のつながりを取り戻し、共助の取組を広げていくことを目的とした意欲的な防災活動を行う団体のこと。

☆「自治会員」ではなく、その区域の住民は全員防災隣組の組員となる。

～宮城県塩釜市新清水沢での活動例～

「大丈夫です！」の「緑の旗」を掲げる。

安否確認旗『大丈夫です！』の「緑の旗」は、無事である、又はすでに避難していますの表示です。この旗が玄関に出ていない世帯は安否確認の対象になります。塩釜市は全世帯に配布して、掲げる活動を行っています。

東日本大震災時にも各世帯の安否確認を効率よく、二重確認、二次被災等を防ぎました。当時は余震も続いており、高齢者の急激な体調悪化などのおそれもあったことから、この緑の旗は4月末まで毎日掲示し続け、安否確認と共に住民の不安解消の助けとなりました。

【期待される効果】

- ・ いざという時に助け合いの意識を持つことができる！
- ・ 防災を通して自治会の活性化を図ることができる！
- ・ 防災に関心のある方の加入を促すことができる！
- ・ 平常時には、1人世帯の毎日の安否確認にも使えるかも

5、 行政へ望むこと

自治会活性化と自治会への加入を促進するためには、自治会だけの力では限界があり、行政の協力が不可欠です。行政へ望むことについて考えました。

要望 ①：活動場所の提供

自治会活動を行うに当たり、集会場所が無いことで活動が制限される、活動規模が縮小するなどの弊害が生まれます。自治会活動には公共施設を優先して貸し出すとともにコミュニケーションのための飲食を可能にする、また、空き家を自治会が使用できるようにするなどの支援を望みます。

要望 ②：地域を担う人材の育成

自治会運営に必要な庶務を行う人材や、イベント時に運営に携わる人材が減っています。自分には能力や経験が無い、というような理由で関わらない方もいるかもしれません。そこで、自治会員が積極的に関わっていくためにも、市や自治会連合会などで人材育成講座を開くことを望みます。

例：ホームページ作成研修会、規約作成講座など

要望 ③：自治会の負担軽減

現在、自治会には市から多くの依頼事項があります。回覧板による事業周知、各種委員への推薦依頼、各種募金の依頼など、加入率が低下を続け役員の担い手が不足しているにも関わらず、依頼事項は増加する一方です。自治会の現状を鑑み、負担の軽減について検討されることを望みます。

要望④：自治会の財源確保への支援

会員の勧誘には会費が少ない方がいい。そのため、自治会の諸活動・事業に依りて各種補助金制度の充実と利用の推進支援を望みます。また、さらなる自己財源確保として、資源回収において自治会と市と業者の連携を工夫することや、自治会に委託できる行政事務を積極的に委託することも検討されることを望みます。

～中野区の補助金例～

自治会による、紙ごみ集団回収事業

中野区では、自治会連合会の申し出により、全ての紙ごみを自治会による集団回収に任せました。

- 区は自治会に6円/kgの補助金を交付します。
- 自治会連合会が、回収業者を各自治会に斡旋します。
- 自治会は、業者に3円/kg程度で回収を任せます。

【期待される効果】

- 紙ごみの回収は、未加入家庭世代にも影響を及ぼすため加入促進が図られる。
- 会費の低減につながる。
- 行政も、予算の削減につながる（中野区の例）。

6. その他

～こんな意見もありました～

地域団体との連携について

自治会は、地域コミュニティの中核となるべき地縁団体だろう。地域団体との連携をもっと積極的にすることで、地域の実情を正確に捉え、地域力を高めることができるのではないか。

会長をはじめとした役員の活動報酬について

役員は、自治会内部の活動以外にも、様々な会議に委員として出席したり、イベントへの招待と、体力的にも金銭的にも非常に負担がかかる。「役員活動費」のような、役員の活動に報酬を与える制度を設ける必要もある。

自治会活性化条例の制定について

所沢市では自治会活性化条例を制定し、青梅市では自治会連合会と協定を結んだ。武蔵村山市でも、条例を制定し、自治会について明文化することで、市民意識の向上につながるのではないか。

資料編

- 自治会規約例
- 武蔵村山市地域の絆・自治会あり方研究会設置要領
- 武蔵村山市地域の絆・自治会あり方研究会における討議経過
- 武蔵村山市地域の絆・自治会あり方研究会名簿

自治会規約（例）

平成 年 月 日決定

第1章 総則

（目的）

第1条 この会は、会員が協同して、生活環境の改善、文化厚生の上昇に努め、会員相互の親睦を図り、もって市政と協力し、明るい生活の実現と地域社会の健全な発展を図ることを目的とする。

（名称・区域）

第2条 この会は、武蔵村山市〇〇自治会と称し、主たる事務所を会長宅に置き、従たる事務所を自治会館に置く。

2 この会の区域は、〇〇丁目と〇〇丁目の一部とする。

（事業）

第3条 この会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域社会の環境対策、保健衛生に関する事項
- (2) 地域内の防犯、自主防災及び交通安全に関する事項
- (3) 会員の文化、体育、福祉及び厚生に関する事項
- (4) 地域内の青少年の健全育成に関する事項
- (5) この会の目的を達成するために必要な事項

（会の性格及び地縁団体の認可）

第4条 この会は、住民の任意の参加によるものとし、特定の宗教、政治信条及び思想などに偏しないものとする。

2 この会は、自治会館の土地建物に関する権利を保有するため、地方自治法第260条の2に定める地縁による団体の認可を受けるものとする。

（公告）

第5条 この会の公告は、この会の区域の掲示板に掲示し、必要があるときは、書面をもって会員に通知し又は回覧するものとする。

第2章 会員

（会の構成）

第6条 この会は、次の単位を一会員とする会員によって構成する。

- (1) この会の区域内に居住する世帯
- (2) この会の区域内に所在する法人又は事業所

（入退会）

第7条 前条に定める会の構成員は、書面による入会申込によっていつでもこの会の会員になることができる。

2 会員がこの会の地域外に移転したとき又は会員が書面による退会届を提出したときは、その時から退会したものとする。

(会員の権利義務)

第8条 会員は、自治会財産を使用する権利を有し、この会の記録、文面を閲覧する権利を有する。

2 会員は、この規約を遵守するとともに、会費を納入する義務を負い、この会の事業に積極的に参加するように努めなければならない。

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 〇名
- (3) 会計 〇名
- (4) 部長 〇名
- (5) 班長 各班1名
- (6) 監事 〇名

(役員を選任)

第10条 役員は、総会の議決によって選任する。

2 役員を選任に関する議案は、会長がこれを総会に提出する。

3 役員が選出されたときは、その日から1か月以内に会長はこれを公告する。

4 次に掲げる者については、役員候補とすることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 禁治産者及び準禁治産者
- (3) 破産者及び公民権を失った者で復権できない者

(立候補)

第11条 会員は役員に立候補できる。

2 役員に立候補する会員は、総会の〇日前までに会長に申し出なければならない。ただし、二人以上の候補者がいる場合は、総会により会員の総意で決する。

(推薦会議)

第12条 役員への立候補がなかった場合、役員を推薦するための機関として、推薦会議を置く。

2 推薦会議は次の者によって構成する。

- (1) 副会長 1名
- (2) 監事 1名
- (3) 班長 1名

3 推薦会議の長は、第2項に定める者の互選により選任する。

4 推薦会議は、役員候補者を推薦しようとするときは、あらかじめその者の承認を得ておかななければならない。

5 推薦会議は、総会の〇日前までに候補者を選任して会長に報告しなければならない。

(役員の仕事)

第13条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 会計は、この会の会計事務を処理する。
- (4) 部長は、会長の命を受けて、会務を分担する。(例：総務担当、広報担当、環境整備担当、防犯担当、交通安全担当、福祉担当、青少年担当、会館担当等)
- (5) 班長は、会員との連絡調整にあたる。
- (6) 監事は、この会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第15条 役員が、規約に違反したとき又はこの会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

第4章 機関

(機関)

第16条 この会に、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総会の組織)

第17条 総会は、全会員で組織する。

(総会の招集)

第18条 会長は、毎事業年度につき1回、4月中に定期総会を招集しなければならない。

また、会長は、必要と認める場合、臨時総会を招集することができる。

2 会員が、全会員の5分の1以上の連署をもって議案及び招集の理由を記載した書面を役員会に提出して総会招集の請求をしたときは、会長は、20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の議長、定足数及び議事)

第19条 総会に議長を置く。議長は会員のうちから選任する。

2 議長は、総会の議事を主宰する。議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

3 総会は全会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、会員から委任状の提出を受けた場合は、その会員は出席したものとみなす。

4 総会の議事は、出席全員の過半数で決し、可否同数の場合、議長の決するところによる。
(総会の議決事項)

第20条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 規約の変更及び会の解散
- (4) 役員を選出、改選
- (5) この会の運営上必要な事項

(役員会の議決事項)

第21条 役員会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会に関する事項
- (2) 事業計画の執行に関する事項
- (3) 市及び他の関連団体に関する事項
- (4) この会の運営上、必要と認められる事項

2 役員会の議事は、その役員会に出席した役員の過半数で決する。なお、役員から委任状の提出を受けた場合は、その役員は、出席したものとみなす。

第5章 自主防災組織

(自主防災会の設置)

第22条 この会に、別に定める自主防災会規約により、自主防災会を設置する。

第6章 財産目録、会員名簿

(自治会財産の管理)

第23条 自治会の構成員に帰属する財産の管理は、自治会財産管理規則に定める。

(財産目録、会員名簿)

第24条 この会は、毎年、会計事業年度の期末に財産目録を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

2 この会は、会員名簿を備え置き、会員の変更がある毎にこれを訂正するものとする。

第7章 会計及び監査

(経費)

第25条 この会の経費は、会費、市の交付金、事業収入、及び寄付金・その他の収入により賄うものとする。ただし、特別の事業に支出する目的で総会において議決した場合は、借入金を経費に充てることができる。

(会費)

第26条 この会の会費は、月額200円とする。

2 次の場合は、会費の全部または一部を免除することができるものとする。

- (1) 公的扶助を受けている世帯

(2) 世帯主又はその配偶者が6か月以上入院治療している世帯

3 前項の免除は、免除を受けようとする会員が申請し、役員会において期間を定めて決定するものとする。

4 前項の期間は、原則として1年以内とする。ただし、継続して免除を必要とする場合は、会員は改めて申請することができる。

(会計及び事業年度)

第27条 この会の会計及び事業年度は毎年3月1日から翌年2月末までとする。

(特別会計)

第28条 この会の目的を達成するため、必要がある場合は、特別会計を設けることができる。

(会計処理)

第29条 この会の会計処理に必要な事項は、別に定める会計細則による。

(監査)

第30条 この会の決算は監査役が監査し、その監査結果を公告する。

附 則

この規約は、平成〇年〇月〇日から施行する。

武蔵村山市地域の絆・自治会あり方研究会設置要領

平成27年1月23日決定

(設置)

第1条 かつて地域の中心的な担い手であった自治会の加入率は低下し、生活様式の多様化と相俟って、地域に対する無関心、地域の担い手の不足などからくる地域力の低下が生じている。そこで、今後の自治会のあり方について研究するため、武蔵村山市自治会連合会（以下「自治会連合会」という。）の構成員による武蔵村山市地域の絆・自治会あり方研究会（以下「あり方研究会」という。）を置く。

(研究内容)

第2条 あり方研究会は、次に掲げる事項について研究・検討し、その結果を取りまとめて自治会連合会に報告する。

- (1) 自治会の活性化活動について
- (2) 自治会の役割について
- (3) 自治会の加入促進について
- (4) その他自治会の活動について

(会員)

第3条 あり方研究会は、自治会活動の向上・活性化について関心を持つ自治会連合会加入自治会の構成員をもって組織する。

(任期)

第4条 会員の任期は、第2条が完了する日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 あり方研究会に座長及び副座長1人を置き、第3条第1項に掲げる会員をもって充てる。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(研究会)

第6条 あり方研究会は、座長が招集する。

- 2 座長は、議長となりあり方研究会を運営する。
- 3 あり方研究会は、会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、あり方研究会の運営に関し必要な事項は、座長があり方研究会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年1月23日から施行する。

武蔵村山市地域の絆・自治会あり方研究会における討議経過

本研究会は、平成27年3月27日から平成29年2月24日まで延べ22回の会議を開催し、自治会のあり方について広く研究を重ねてきました。また、途中には自治会連合会に対して中間報告会を実施し、その意見を踏まえてその後も議論を重ね、最終的に提言書を取りまとめました。

第1回	座長と副座長を選任し、本会のテーマについて討議。
第2回	自治会の現状把握のためのアンケート項目を討議。
第3回～第8回	アンケート結果を項目ごとに検討。
第9回～第13回	アンケートについて検討した結果を如何にまとめるかを討議。
第14回～第17回	自治会の役割を果たすための具体策と中間報告について討議。
平成28年9月30日	自治会連合会主催「中間報告会～自治会の役割について～」でパワーポイントによる発表と質疑応答。
第18回	今後の方向性について討議。自治会の課題解決の方策を実践例と共に示すこととした。
第19回、第20回	女性の活躍、子育て世代の入会、人材発掘のしかけ、他団体との連携、防災隣組等を討議。
第21回、第22回	本会の検討結果をどのような形で提出するかを討議。報告書ではなく、提言の形にすることとし、その内容を検討。

地域の絆・自治会あり方研究会 会員名簿

	自治会	役職	名前
1	宿	座長	高 橋 薫
2	宿	副座長	水 野 孝 雄
3	谷津		中 澤 捷 雄
4	原山		植 野 誠
5	原山第一		神 山 直 行
6	赤堀		古 川 博
7	村山道下		瀬 口 圭 志
8	中原		佐 藤 秀 夫
9	雷塚		須 藤 博
10	大南		一 色 健 次
11	上水台		小 林 嬉 良 標

※ 研究会発足当初は15名であったが、都合により脱会者があったため、最終的には11名での研究となった。